

科学技術・学術審議会情報委員会次世代計算基盤検討部会
次世代学術情報ネットワーク・データ基盤整備作業部会 運営規則（案）

令和2年5月 日
科学技術・学術審議会
情報委員会次世代計算基盤検討部会
次世代学術情報ネットワーク・データ基盤整備作業部会決定

（趣旨）

第1条 科学技術・学術審議会情報委員会次世代計算基盤検討部会次世代学術情報ネットワーク・データ基盤整備作業部会（以下「作業部会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）、科学技術学術・学術審議会情報委員会運営規則（令和元年6月14日情報委員会決定）及び科学技術学術・学術審議会情報委員会次世代計算基盤検討部会運営規則（令和2年5月1日科学技術学術・学術審議会情報委員会次世代計算基盤検討部会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（議事）

第2条 作業部会は、当該作業部会に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 作業部会の主査が必要と認めるときは、委員等は情報通信機器を利用して会議に出席することができる。
- 3 情報通信機器を使用した出席者は、第1項に規定する出席に含めるものとする。

（書面調査）

第3条 作業部会の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面等を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことにより、書面調査を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面調査を行った場合、作業部会の主査が次の会議において報告をしなければならない。

（会議の公開）

第4条 作業部会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 作業部会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件

二 行政処分に係る案件

三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、作業部会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第5条 作業部会の主査は、作業部会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 作業部会の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、作業部会の主査が会議の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、作業部会の議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会の主査が作業部会に諮って定める。

以上